

広島県告示第五十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、横田港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区を次のように変更しようとするので、同法第三十八条第三項の規定によつて、当該臨港地区の区域及び分区の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、同法第三十八条第四項の規定に基づき、縦覧期間満了の日までに国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域及び分区の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

平成二十三年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 臨港地区の変更

1 変更前

区	域	面 (ヘクタール)	積
福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部		一・二	

2 変更後

区	域	面 (ヘクタール)	積
福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部		二・一	

二 分区の変更

1 変更前

分区の種類	区	域	面 (ヘクタール)	積
商港区	福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部		一・二	

2 変更後

分区の種類	区	域	面 (ヘクタール)	積
商港区	福山市内海町字坊地、同町字白崎のそれぞれの一部		一・二	
漁港区	福山市内海町字坊地の一部		〇・九	

三 臨港地区の区域及び分区の案の縦覧場所

広島県土木局空港港湾部港湾振興課、広島県東部建設事務所港湾課及び福山市港湾河川

課

四 縦覧期間

平成二十三年一月二十七日から同年二月十日まで